

三 当該処分の原因となる事実

16 第四項の規定により意見の聴取を行う場合における第五項において読み替えて準用する行政手続法第十五条第一項の通知又は第十項の規定により通知された内容に基づいたものでなければならない。

17 第四項若しくは第十項の規定により都道府県知事が意見の聴取を行う場合は第十二項前段の規定により医道審議会の委員が弁明の聴取を行う場合における当該処分について、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

第七条の二 厚生労働大臣は、前条第一項第一号若しくは第二号に掲げる処分を受けた歯科医師又は同条第二項の規定により再免許を受けようとする者に対し、歯科医師としての倫理の保持又は歯科医師として具有すべき知識及び技能に関する研修として厚生労働省令で定めるもの（以下「再教育研修」という。）を受けるよう命ぜることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による再教育研修を修了した者について、その申請により、再教育研修を修了した旨を歯科医籍に登録する。

3 厚生労働大臣は、前項の登録をしたときは、再教育研修修了登録証を交付する。

4 第二項の登録を受けようとする者及び再教育研修修了登録証の書換交付又は再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

5 前条第十項から第十七項まで（第十二項を除く。）の規定は、第一項の規定による命令をしようとする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。第七条の三 厚生労働大臣は、歯科医師について第七条第一項の規定による処分をすべきか否かを調査する必要があると認めるときは、当該事案に關係する者若しくは参考人から意見若しくは報告を徵し、診療録その他の物件の所有者に対し、当該物件の提出を命じ、又は当該職員をして当該事案に關係のある病院その他の場所に立ち入り、診療録その他の物件を検査させることができ。2 前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。第八条 この章に規定するもののほか、免許の申請、歯科医籍の登録、訂正及び抹消、免許証の交付、書換交付、再交付、返納及び提出並びに住所の届出に関して必要な事項は政令で、第七条第一項の処分、第七条の二第一項の再教育研修の実施、同条第二項の歯科医籍の登録並びに同条第三項の再教育研修修了登録証の交付、書換交付及び再交付に関する必要な事項は厚生労働省令で定める。

第三章 試験

第九条 歯科医師国家試験は、臨牀上必要な歯科医学及び口こう衛生について、歯科医師として具有すべき知識及び技能について、これを行ふ。

第十条 歯科医師国家試験及び歯科医師国家試験予備試験は、毎年少くとも一回、厚生労働大臣が、これを行う。

2 厚生労働大臣は、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験の科目又は実施若しくは合併者の方を定めようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聽かなければならぬ。

第十一條 歯科医師国家試験は、次の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることができない。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（第十六条の二第一項において單に「大学」という。）において、歯学の正規の課程を修めて卒業した者

二 歯科医師国家試験予備試験に合格した者で、合格した後一年以上の診療及び口腔衛生に関する実地修練を経たもの

三 外国の歯科医学校を卒業し、又は外国で歯科医師免許を得た者で、厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有し、かつ、適当と認定したもの

第十二条 歯科医師国家試験予備試験は、外国の歯科医学学校を卒業し、又は外国で歯科医師免許を得た者のうち、前条第三号に該当しない者であつて、厚生労働大臣が適当と認定したものでなければ、これを受けることができない。

第十三条及び第十四条 削除

第十五条 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験に関する不正行為があつた場合には、当該不正行為に關係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて試験を受けることを許さないことができる。

第十六条 この章に規定するものの外、試験の科目、受験手続その他試験に関する必要な事項及び実地修練に関する必要な事項は、厚生労働省令でこれを定める。

第三章の二 臨床研修

第十七条 歯科医業を行わないものを除く。又は厚生労働大臣の指定する病院若しくは診療所において、臨床研修を受けなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により指定した病院又は診療所が臨床研修を行うについて不適当であると認めるに至ったときは、その指定を取り消すことができる。

3 厚生労働大臣は、第一項の指定又は前項の指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聽かなければならない。

4 第一項の規定の適用については、外国の病院又は診療所で、厚生労働大臣が適当と認めたものは、同項の厚生労働大臣の指定する病院又は診療所とみなす。

第十八条の三 臨床研修を受けている歯科医師は、臨床研修に専念し、その資質の向上を図るために努めなければならない。

第十九条 歯科医師でなければ、歯科医業をなしてはならない。

第二十条 歯科医師でなければ、歯科医師又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第二十一条 歯科医師でなければ、歯科医師又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

2 診療をなした歯科医師は、診断書の交付の求があつた場合は、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

2 診療をなした歯科医師は、患者に対する治療上薬剤を調剤して投与する必要があると認めた場合に、患者又は現にその看護に当たつている者に対して処方箋を交付しなければならない。ただし、患者又は現にその看護に当たつている者が処方箋の交付を必要としない旨を申し出た場合及び次の各号のいずれかに該当する場合においては、その限りでない。

一 暗示的効果を期待する場合において、処方箋を交付することがその目的の達成を妨げるおそれがある場合

二 処方箋を交付することが診療又は疾病的予後に於いて患者に不安を与える、その疾病的治療を困難にするおそれがある場合

- 三 病状の短時間ごとの変化に即応して薬剤を投与する場合
四 診断又は治療方法の決定していない場合
五 治療上必要な应急の措置として薬剤を投与する場合
六 安静を要する患者以外に薬剤の交付を受けることができる者がいない場合
七 薬剤師が乗り組んでいない船舶内において、薬剤を投与する場合
- 2 薬剤師は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第十二条の二第一項の規定により処方箋を提供した場合は、前項の患者又は現にその看護に当たつている者に対しても処方箋を交付したものとみなす。
- 第二十二条 薬剤師は、診療をしたときは、本人又はその保護者に対し、療養の方法その他保健の向上に必要な事項の指導をすることができる。
- 第二十三条 薬剤師は、診療をしたときは、遅滞なく診療に関する事項を診療録に記載しなければならない。
- 2 前項の診療録であつて、病院又は診療所に勤務する歯科医師のした診療に関するものは、その病院又は診療所の管理者において、その他の診療に関するものは、その歯科医師において、五年間これを保存しなければならない。
- 第二十三条の二 厚生労働大臣は、公衆衛生上重大な危害を生ずる虞がある場合において、その危害を防止するため特に必要があると認めるときは、歯科医師に対して、歯科医療又は保健指導に関し必要な指示をすることができる。
- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による指示をするに当つては、あらかじめ医道審議会の意見を聽かなければならぬ。
- 第五章 歯科医師試験委員
- 第二十四条 歯科医師国家試験及び歯科医師国家試験予備試験に関する事務をつかさどらせるため、厚生労働省に歯科医師試験委員を置く。
- 2 歯科医師試験委員に関し必要な事項は、政令で定める。
- 第二十五条から第二十七条まで 削除
- 第二十八条 歯科医師試験委員その他歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験に関する事務をつかさどる者は、その事務の施行に当たつて厳正を保持し、不正の行為のないようにしなければならない。
- 第五章の二 雜則
- 第二十八条の二 厚生労働大臣は、歯科医療を受ける者その他国民による歯科医師の資格の確認及び歯科医療に関する適切な選択に資するよう、歯科医師の氏名その他の政令で定める事項を公表するものとする。
- 第二十八条の三 第六条第三項、第七条第四項及び第八項前段、同条第十項及び第十一項（これらは、この規定を第七条の二第五項において準用する場合を含む。）、第七条第五項において準用する行政手続法第十五条第一項及び第三項（同法第二十二条第三項において準用する場合を含む。）、第六条第四項、第十八条第一項及び第三項、第十九条第一項、第二十条第六項並びに第二十四条第三項並びに第七条第八項後段において準用する同法第二十二条第三項において準用する同法第十五条第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。
- 第六章 罰則
- 第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 一 第十七条の規定に違反した者
- 2 前項第一号の罪を犯した者が、歯科医師又はこれに類似した名称を用いたものであるときは、三年以下の懲役若しくは二百萬円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 第三十条 第七条第一項の規定により歯科医業の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、歯科医業を行つたものは、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 第三十一条 第二十八条の規定に違反して故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 一 第六条第三項、第十八条、第二十条、第二十二条第一項又は第二十三条の規定に違反した者
- 2 第七条の二第二項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者
- 三 第七条の三第一項の規定による陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、物件を提出せず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 四 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者
- 三 第七条の三第一項の規定による陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、物件を提出せず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 五 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者
- 三 第七条の三第一項の規定による陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、物件を提出せず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 六 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者
- 三 第七条の三第一項の規定による陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、物件を提出せず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 七 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者
- 三 第七条の三第一項の規定による陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、物件を提出せず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 八 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者
- 三 第七条の三第一項の規定による陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、物件を提出せず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 九 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者
- 三 第七条の三第一項の規定による陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、物件を提出せず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 十 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者
- 三 第七条の三第一項の規定による陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、物件を提出せず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 十一 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者
- 三 第七条の三第一項の規定による陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、物件を提出せず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 十二 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者
- 三 第七条の三第一項の規定による陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、物件を提出せず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 十三 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者
- 三 第七条の三第一項の規定による陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、物件を提出せず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 十四 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者
- 三 第七条の三第一項の規定による陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、物件を提出せず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 十五 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者
- 三 第七条の三第一項の規定による陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、物件を提出せず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 十六 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者
- 三 第七条の三第一項の規定による陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、物件を提出せず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 十七 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者
- 三 第七条の三第一項の規定による陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、物件を提出せず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 十八 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者
- 三 第七条の三第一項の規定による陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、物件を提出せず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 十九 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者
- 三 第七条の三第一項の規定による陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、物件を提出せず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 二十 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者
- 三 第七条の三第一項の規定による陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、物件を提出せず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 二十一 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者
- 三 第七条の三第一項の規定による陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、物件を提出せず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 二十二 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者
- 三 第七条の三第一項の規定による陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、物件を提出せず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 二十三 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者
- 三 第七条の三第一項の規定による陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、物件を提出せず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 二十四 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者
- 三 第七条の三第一項の規定による陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、物件を提出せず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 二十五 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者
- 三 第七条の三第一項の規定による陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、物件を提出せず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 二十六 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者
- 三 第七条の三第一項の規定による陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、物件を提出せず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 二十七 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者
- 三 第七条の三第一項の規定による陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、物件を提出せず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 二十八 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者
- 三 第七条の三第一項の規定による陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、物件を提出せず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 二十九 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者
- 三 第七条の三第一項の規定による陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、物件を提出せず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 三十 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者
- 三 第七条の三第一項の規定による陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、物件を提出せず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 三十一 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者
- 三 第七条の三第一項の規定による陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、物件を提出せず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 三十二 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者
- 三 第七条の三第一項の規定による陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、物件を提出せず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 三十三 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者
- 三 第七条の三第一項の規定による陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、物件を提出せず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 三十四 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者
- 三 第七条の三第一項の規定による陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、物件を提出せず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 三十五 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者
- 三 第七条の三第一項の規定による陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、物件を提出せず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 三十六 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者
- 三 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者
- 三十七 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者
- 三 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者
- 三十八 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者
- 三 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者
- 三十九 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者
- 三 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者

附則

第四十条 旧法の規定により作成された歯科医師又は第三十四条第一項に規定する者の診療録は、これを第二十三条の診療録とみなす。

第四十一条 この法律施行の際従前の規定によつて歯科医師国家試験予備試験の受験資格を有する者は、第十二条の規定にかかわらず、歯科医師国家試験予備試験を受けることができる。

第四十二条 国民医療法施行令の一部を改正する勅令（昭和二十一年勅令第四百二号）附則第二項の規定に該当する者は、第二条の規定にかかわらず、歯科医師免許を受けることができる。

第四十三条 国民医療法施行令の一部を改正する勅令（昭和二十一年勅令第四百三十七号）附則第二項の規定に該当する者は、第十二条の規定にかかわらず、歯科医師国家試験を受けることができる。

第四十四条 学校教育法附則第三条の規定により大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大學又は専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校として、その存続を認められた大学又は専門学校は、第十一条第一号の大学とみなす。

第四十五条 国は、当分の間、都道府県に対し、第十六条の二第一項に規定する病院又は診療所に附属する施設のうち臨床研修を行うために必要なものの整備で日本電信電話株式会社の株式の売買又は専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校として、その存続を認められた大学又は専門学校は、第十一条第一号の大学とみなす。

第四十六条 第二条第一項第二号に該当するものにつき、当該都道府県が自ら行う場合にあつてはその要する費用に充てる資金の一部を、都道府県以外の病院又は診療所の開設者が行う場合にあつては当該開設者に対し当該都道府県が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関する必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第一項の規定により都道府県に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である施設の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 都道府県が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定について、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

附 則（昭和二十四年五月一四日法律第六六号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十五年三月三一日法律第三四号）抄

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和二六年六月一四日法律第二三六号）抄

この法律は、昭和二六年六月一日から施行する。

附 則（昭和二八年八月一〇日法律第一九三号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二八年八月一五日法律第二二三号）抄

この法律は、昭和二八年九月一日から施行する。

他の手続は、それぞれ改正後の相当規定に基いてなされた処分又は手続とみなす。

附 則（昭和二九年四月二二日法律第七一号）抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和二十九年五月一日から施行する。

附 則（昭和三十一年八月八日法律第一四五号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四年六月二五日法律第五一号）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中厚生省設置法第二十九条第一項の表薬剤師試験審議会の項を削る改正規定並びに第十条及び第十二条の規定は昭和四十四年九月一日から、第一条中厚生省設置法第二十九条第一項の表栄養審議会の項の改正規定、同表中医師試験研究審議会の項を改める改正規定並びに同表歯科医師試験審議会、保健婦助産婦看護婦審議会及び理学療法士作業療法士審議会の項を削る改正規定並びに同法第三十六条の七第三号にたゞし書を加える改正規定及び同法第三十六条の八に一号を加える改正規定並びに第二条から第九条までの規定は昭和四十四年十一月一日から施行する。

附 則（昭和五六年五月二五日法律第五一号）
この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五七年七月二三日法律第六九号）抄

（施行期日等）
1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年一一月一二日法律第八九号）抄

（施行期日）
1 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

附 則（平成五年法律第八十八号）

（施行期日）
1 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

附 則（平成五年法律第八十九号）

（施行期日）
1 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

附 則（平成五年法律第九十号）

（施行期日）
1 この法律は、行政手続法（平成五年法律第九十号）の施行の日から施行する。

附 則（平成五年法律第九一号）

（施行期日）
1 この法律は、行政手続法（平成五年法律第九一号）の施行の日から施行する。

附 則（平成五年法律第九二号）

（施行期日）
1 この法律は、行政手続法（平成五年法律第九二号）の施行の日から施行する。

附 則（平成五年法律第九三号）

（施行期日）
1 この法律は、行政手続法（平成五年法律第九三号）の施行の日から施行する。

附 則（平成五年法律第九四号）

（施行期日）
1 この法律は、行政手続法（平成五年法律第九四号）の施行の日から施行する。

附 則（平成五年法律第九五号）

（施行期日）
1 この法律は、行政手続法（平成五年法律第九五号）の施行の日から施行する。

附 則（平成五年法律第九六号）

（施行期日）
1 この法律は、行政手続法（平成五年法律第九六号）の施行の日から施行する。

附 則（平成五年法律第九七号）

（施行期日）
1 この法律は、行政手続法（平成五年法律第九七号）の施行の日から施行する。

附 則（平成五年法律第九八号）

（施行期日）
1 この法律は、行政手続法（平成五年法律第九八号）の施行の日から施行する。

附 則（平成五年法律第九九号）

（施行期日）
1 この法律は、行政手続法（平成五年法律第九九号）の施行の日から施行する。

附 則（平成五年法律一二〇号）

（施行期日）
1 この法律は、行政手続法（平成五年法律一二〇号）の施行の日から施行する。

附 則（平成五年法律一二一号）

（施行期日）
1 この法律は、行政手続法（平成五年法律一二一号）の施行の日から施行する。

附 則（平成五年法律一二二号）

（施行期日）
1 この法律は、行政手続法（平成五年法律一二二号）の施行の日から施行する。

附 則（平成五年法律一二三号）

（施行期日）
1 この法律は、行政手続法（平成五年法律一二三号）の施行の日から施行する。

附 則（平成五年法律一二四号）

（施行期日）
1 この法律は、行政手続法（平成五年法律一二四号）の施行の日から施行する。

附 則（平成五年法律一二五号）

（施行期日）
1 この法律は、行政手続法（平成五年法律一二五号）の施行の日から施行する。

(指定病院等に係る経過措置)

第十二条

附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に第五条の規定による改正前の歯科医師法第十六条の二第一項の規定による指定を受けている病院又は診療所は、第五条の規定による改正後の歯科医師法第十六条の二第一項の規定による指定を受けている病院又は診療所とみなす。

第十三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に第三条の規定による改正後の医療法第八条の規定による規定による改正後の医療法第八条の規定による届出をした歯科医師は、第三条の規定による改正後の医療法第八条の規定による届出をしたもののとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十五条 附則第一条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)
附 則 (平成一三年六月二九日法律第八七号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 政府は、この法律による改正後のそれぞれの法律ににおける障害者に係る欠格事由の在り方について、当該欠格事由に関する規定の施行の状況を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(検討)
第三条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定する免許の取消事由により免許を取り消された者に係る当該取消事由がこの法律による改正後のそれぞれの法律により再免許を与えることができる取消事由(以下この条において「再免許が与えられる免許の取消事由」という。)に相当するものであるときは、その者を再免許が与えられる免許の取消事由により免許が取り消されれた者とみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の再免許に関する規定を適用する。

(罰則に係る経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行期日)
附 則 (平成一四年六月二一日法律第八四号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)
附 則 (平成一八年六月二一日法律第八四号) 抄

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

(施行期日)
附 則 (平成一八年六月二一日法律第八四号) 抄
第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

(施行期日)
附 則 (平成一九年六月二一日法律第八四号) 抄

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

(施行期日)
附 則 (平成一九年六月二一日法律第八四号) 抄

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

(施行期日)
附 則 (平成一九年六月二一日法律第八四号) 抄

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

(施行期日)
附 則 (平成一九年六月二一日法律第八四号) 抄

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十二条 附則第三条から第十六条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)
附 則 (平成一九年六月二七日法律第九六号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)
附 則 (平成二五年六月一四日法律第四四号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(施行期日)
附 則 (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)

第五条 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないこととされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

第二条 この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

第三条 不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二条 施行日前に第五条の規定による改正前の歯科医師法第七条第二項の規定による取消処分を受けた者に係る第五条の規定による改正後の歯科医師法第七条第三項の規定の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十一条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和元年六月一四日法律第三七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。）、第六十一条、第七十五条、第六十二条、第七十六条（民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。）、第六十一条、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。）及び第六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定

布の日
二 第三条、第四条、第五条（国家戦略特別区域法第十九条の二第一項の改正規定を除く。）、第二章第二節及び第四節、第四十一条（地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く。）、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条から第六十九条まで、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く。）、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条（職業能力開発促進法第三十条の十九第二項第一号の改正規定を除く。）、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百四条、第一百八条、第一百九条、第二百十二条、第二百十三条、第二百十五条、第二百十六条、第二百十九条、第二百二十三条、第二百三十三条、第二百三十五条、第二百三十八条、第二百三十九条、第二百六十一条から第二百六十三条まで、第二百六十六条、第二百六十九条、第二百七十条、第二百七十二条（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。）並びに第二百七十三条並びに附則第六条、第七十七条、第二十条、第二十二条及び第二十三条から第二十九条までの規定

（行政庁の行為等に関する経過措置）
公布の日から起算して六月を経過した日

（検討）

第二条 この法律（前条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の处分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第七条 政府は、会社法（平成十七年法律第八十六号）及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

附 則（令和三年五月一八日法律第四九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第一条の五第二項の改正規定及び第二条から第四条までの規定並びに附則第四条から第六条までの規定は、令和五年二月一日までの間において政令で定める

（政令への委任）

第二条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるとときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中医療法第一百四条の改正規定及び第十四条の規定並びに附則第三条、第十一条、第十三条第二項、第十四条第二項、第十五条第二項及び第十八条の規定

（政令の規定）

公布の日

（検討）

第二条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定

（政令の規定）

公布の日

（検討）

第三条 第九条から第十二条までの規定並びに附則第十三条第一項及び第三項、第十四条第一項及び第十五条第一項及び第十六条の規定並びに附則第三条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項及び第十六条の規定

（政令の規定）

公布の日

（検討）

第四条 第九条から第十二条までの規定並びに附則第十三条第一項及び第三項、第十四条第一項及び第十五条第一項及び第十六条の規定並びに附則第三条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項及び第十六条の規定

（政令の規定）

公布の日

（検討）

第五条 第九条から第十二条までの規定並びに附則第十三条第一項及び第三項、第十四条第一項及び第十五条第一項及び第十六条の規定並びに附則第三条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項及び第十六条の規定

（政令の規定）

公布の日

（検討）

第六条 第九条から第十二条までの規定並びに附則第十三条第一項及び第三項、第十四条第一項及び第十五条第一項及び第十六条の規定並びに附則第三条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項及び第十六条の規定

（政令の規定）

公布の日

四から七まで 略

八 第三条中医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第一項第二号の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第八条の規定並びに附則第十二条の規定

（政令の規定）

令和八年四月一日

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年五月二〇日法律第四四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条及び第七条から第九条までの規定並びに附則第六条の規定

（政令への委任）

第二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行前に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第十七条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和四年五月二〇日法律第四四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条及び第七条から第九条までの規定並びに附則第六条の規定

（政令への委任）

第二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行前に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行前に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和四年五月二〇日法律第四四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条及び第七条から第九条までの規定並びに附則第六条の規定

（政令への委任）

第二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行前に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第十九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行前に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和四年五月二〇日法律第四四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条及び第七条から第九条までの規定並びに附則第六条の規定

（政令への委任）

第二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行前に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第二十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行前に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和四年五月二〇日法律第六八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定

（政令の規定）

公布の日

（検討）

第二十一条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行前に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（政令の規定）

公布の日

（検討）